

憲法改正試案について

○ 憲法改正試案のポイント 1

○ 憲法改正試案における道州制 2

○ 憲法改正試案 3

憲法改正試案のポイント

○ 道州制を踏まえた憲法試案としたこと（第93条関係）

地方自治の主体となる地方自治体について、基礎的自治体と広域的自治体の2種類を規定し、基礎的自治体が地域における事務の第一次的な担当者であることを明記した。

- ・試案当初案においては、「地方政府」として規定していたが、現行の法令の中では、ごく一部の例外を除いて、この言葉を引用している例はなく、国の中に複数の権力（統治権）を想定するものとして誤解を招きやすいため、今回の案では、用いていない。
- ・広域的自治体は、全国でおおよそ10前後の規模を想定しており、いわゆる「道州」に相当するものである。

○ 事務の分配の考え方を明記したこと。（第93条、94条関係）

地域における事務について、基礎的自治体を第一次的な担当者とし、広域的自治体及び国の事務は限定的なものとし、これについては、憲法上限定的に列挙することにした。

広域的自治体の事務：区域内の広域的な事項に関する事務及び基礎的自治体間の相互調整に関する事務

国の事務：国の事務をどのような範囲にするかについては各種の議論がなされているが、今回の案は、地方6団体による「地方分権の推進に関する意見書」（平成6年9月）を踏まえ、16の事務を限定的に列挙している。

○ 条例制定権の拡大を図ったこと。（第94条関係）

地方自治体は、その担当するすべての事務について条例を制定することができるものとし、法律と条例との関係についても、「法律の趣旨に反しない範囲で」条例の制定が可能とした。

- ・法律と条例の関係については、まず法律については、地域における事務に関する法律は、各地域の具体的な事情を踏まえ、地方自治体の自主的な判断が可能となるよう、「地方自治体の自主性及び自立性を最大限に尊重し、大綱として制定」されるべきことを明記した。（92条）
- ・このことを前提に、さらに、厳密な法律適合性を要求する現行憲法と異なり、「法律の趣旨に反しない範囲で」条例の制定が可能とした。

○ 地方自治体の運営に対する住民の主体的な参加を明確にする規定を設けたこと。

（第92条、94条関係）

地方自治体の運営は、「住民の直接又は間接の意思」に基づくことを明記し、地方自治体における立法権の主体として、「総会」を議会と並ぶものとして憲法上明記した。また、条例で定める「その他吏員」についての直接選挙、条例で定める方法による直接参政についても規定した。

○ 地方自治体の財政自主権を明確にする規定を設けたこと。（第97条関係）

地方自治体の権利として自主課税権を明確に位置づけるとともに、国等に地方自治体間の財政格差を調整するための必要な措置を講ずる義務があることを明記した。

○ 地方自治体に対する意見聴取手続を明記したこと。（第99条関係）

地方自治に影響を及ぼす事項に関し、国に地方自治体への意見聴取を義務づける規定を新たに設けた。

憲法改正試案における道州制について

- 地域住民の意思がより反映されやすい住民本意の自治体への変革
- 地方における事務はすべて地方自治体が有することを確認し、国の権限は国の基本政策に関するものなどに限定
- 政府に対して独立の権限を有し、東京一極集中のは正、広域行政の対応と併せ、権限配分の問題、住民自治の充実といった従前からの地方自治の課題の解決が可能

【 地方自治体 < 主体的に政治を行う総合的、実質的な自治体へ > 】

○ 基礎的自治体（市町村）

- ・全権限を住民に最も近い市町村が持つことが原則
- ・憲法に州とともに明記
- ・条例制定権、課税自主権の充実

○ 広域的自治体（州）

- ・全国を欧洲一国程度の人口規模及び経済力を有する 10 前後の州に分ける。
- ・経済、社会、国土政策等独自に地域経営
- ・広域的な事項及び基礎的自治体間の相互調整を担当

【 政府 < 憲法で政府の権限を限定へ > 】

- ・国の基本政策や地方制度の基本的ルールに関する権限を限定
(外交、国防、電波監理、通貨の発行等)
- ・政府の権限を憲法に限定列举し、政府はその範囲内の権限行使するのみ

(参考) 道州制から連邦制へ(ひとつの試案)

段階	国 レ ベル	県 レ ベル
第1ステップ	地方出先機関の統廃合と権限委譲	広域連合の設立 *意欲ある都道府県で先行的に設立 ・議員は構成県議会による間接選挙 ・長は構成県議会による間接選挙 ・国の出先機関の権限委譲
第2ステップ	地方出先機関の一元化	全ブロック(8~11)で広域連合を設立
第3ステップ	地方出先機関の広域連合への移管	広域連合道州制へ ・国の地方出先機関の広域連合への統合 ・中央政府の権限委譲
第4ステップ	連邦政府 *都道府県の廃止 (憲法改正)	連邦型道州制へ *都道府県の廃止

憲法改正試案

【地方自治の本旨】

第92条 地方自治体は、その住民の直接又は間接の意思に基づき、当該住民の福祉の増進のため、地域における事務を自主的かつ総合的に行う権能を有する。

2 地方自治体の組織及び地方自治体が行う事務に関する法律は、地方自治体の自主性及び自立性を最大限に尊重し、大綱として制定されなければならない。

【地方自治体の種類及び権能】

第93条 地方自治体は、基礎的自治体と広域的自治体とする。

2 基礎的自治体は、市町村とする。

3 基礎的自治体は、第5項の規定により広域的自治体が行う事務を除き、その地域におけるすべての事務を行う。

4 広域的自治体は、州とする。

5 広域的自治体は、その区域内の広域的な事項に関する事務及び基礎的自治体間の相互調整に関する事務を行う。

【地方自治体の立法】

第94条 地方自治体の立法は、その住民の直接の意思を反映する総会又はその代表者で構成される議会が行う。

2 地方自治体の総会又は議会は、その地域における事務について、法律の趣旨に反しない範囲で、条例を制定することができる。

3 前項の規定にかかわらず、地方自治体の総会又は議会は、次に掲げる事項に関する事務については条例を制定することはできない。

一 天皇及び皇室に関すること。

二 外交、防衛及び安全保障に関すること。

三 司法に関すること。

四 国政選挙に関すること。

五 通貨、公定歩合、民事及び刑事に関する基本原則、公正取引の確保、金融、資本市場、貿易、物価の統制、工業規格、度量衡、知的所有権並びに郵便に関すること。

六 国籍、税関、出入国管理及び旅券に関すること。

七 海難審判、海上保安、航空保安に関すること。

八 全国の総合開発計画及び経済計画の策定に関すること。

九 基礎的な公的年金、公的保険及び生活保護並びに労働基準、基本食糧の確保及び資源・エネルギーの確保に関すること。

十 全国的な電波監理及び気象業務に関すること。

十一 薬品の規制及び医療従事者の資格に関する基準に関すること。

十二 国勢調査等の全国的な統計調査に関すること。

- 十三 全国を対象とする骨格的かつ基幹的な交通・通信基盤施設の整備及び管理に関すること。
- 十四 地方制度並びに国と地方自治体及び地方自治体相互の間の関係に関する基本原則に関すること。
- 十五 国の機関の組織（内部管理を含む。）及び税財政に関すること。
- 十六 前各号に掲げるもののほか、国内における公平かつ平等な生活関係の創出及び国家全体の利益に関わる法的、経済的統一の保持のために必要な事務

【地方自治体の行政】

第95条 地方自治体の行政は、法律及び条例の規定に基づき、その長又は行政委員会が行う。

【住民による直接選挙】

- 第96条 地方自治体の長、その議会の議員及び条例で定めるその他の吏員は、その地方自治体の住民が、直接これを選挙する。
- 2 地方自治体の住民は、法律又は条例の定めるところにより、その地方自治体の運営に直接参加することができる。

【地方自治体の財政権】

- 第97条 地方自治体は、その任務を遂行するために、条例の定めるところにより、自ら必要な財源を確保することができる。
- 2 国及び地方自治体は、地方自治体間の財源の格差を調整するための必要な措置を講じなければならない。

【特別法の住民投票】

- 第98条 一の地方自治体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方自治体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することはできない。

【地方自治体に対する意見聴取】

- 第99条 国は、地方自治に影響を及ぼす法律の制定その他の事項に関し、適切な時期に適切な方法で地方自治体に意見を求めなければならない。

憲法改正試案新旧対照表

[試案（改訂版）]

【地方自治の本旨】

第92条 地方自治体は、その住民の直接又は間接の意思に基づき、当該住民の福祉の増進のため、地域における事務を自主的かつ総合的に行う権能を有する。

2 地方自治体の組織及び地方自治体が行う事務に関する法律は、地方自治体の自主性及び自立性を最大限に尊重し、大綱として制定されなければならない。

【地方自治体の種類及び権能】

第93条 地方自治体は、基礎的自治体と広域的自治体とする。

- 2 基礎的自治体は、市町村とする。
- 3 基礎的自治体は、第5項の規定により広域的自治体が行う事務を除き、その地域におけるすべての事務を行う。
- 4 広域的自治体は、州とする。
- 5 広域的自治体は、その区域内の広域的な事項に関する事務及び基礎的自治体間の相互調整に関する事務を行う。

【地方自治体の立法】

第94条 地方自治体の立法は、その住民の直接の意思を反映する総会又はその代表者で構成される議会が行う。

- 2 地方自治体の総会又は議会は、その地域における事務について、法律の趣旨に反しない範囲で、条例を制定することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、地方自治体の総会又は議会は、次に掲げる事項に関する事務については条例を制定することはできない。
一 天皇及び皇室に関すること。
(二～十六 略)

[現 行 憲 法]

【地方自治の基本原則】

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

【地方公共団体の機関とその直接選挙】

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

- 2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

【地方公共団体の権能】

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

【地方自治体の行政】

第95条 地方自治体の行政は、法律及び条例の規定に基づき、その長又は行政委員会が行う。

【住民による直接選挙】

第96条 地方自治体の長、その議会の議員及び条例で定めるその他の吏員は、その地方自治体の住民が、直接これを選挙する。

2 地方自治体の住民は、法律又は条例の定めるところにより、その地方自治体の運営に直接参加することができる。

【地方自治体の財政権】

第97条 地方自治体は、その任務を遂行するために、条例の定めるところにより、自ら必要な財源を確保することができる。

2 国及び地方自治体は、地方自治体間の財源の格差を調整するための必要な措置を講じなければならない。

【特別法の住民投票】

第98条 一の地方自治体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方自治体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することはできない。

【特別法の住民投票】

第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することはできない。

【地方自治体に対する意見聴取】

第99条 国は、地方自治に影響を及ぼす法律の制定その他の事項に関し、適切な時期に適切な方法で地方自治体に意見を求めるなければならない。